廃炉発官R5第108号 令和5年10月20日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」及び「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集」 について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
- T. P. +2.5m 盤に設置しているサブドレン集水設備及び地下水ドレン設備について、防潮堤外となることから津波による機能停止を回避するために、サブドレン集水設備ならびに地下水ドレン設備を高台に移転する。サブドレン集水設備等の機能移転に伴い、以下の通り変更を行う。
- Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備
- 2. 特定原子力施設の構造及び設備,工事の計画
 - 2.35 サブドレン他水処理施設

本文

- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う設備構成の変更及び機器の追加
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う構造強度の設計規格等の見直し
- ・主要配管仕様の追加

添付資料-1

- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う図面の追加及び変更 添付資料-3
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う耐震設計の記載の変更
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加及び変更

添付資料-4

- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う図面の変更

添付資料-5

- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う図面の変更 添付資料-7
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う図面の追加及び変更 添付資料-10
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う工事工程表の追加 添付資料-11
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加 添付資料-12
- ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う機器及び記載の追加 添付資料-13
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集 別冊12 サブドレン他水処理施設に係る補足説明
 - I. サブドレン他水処理施設の耐震性に係る補足説明
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加及び変更
 - Ⅱ. サブドレン集水設備の強度に係る補足説明
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加及び変更
 - Ⅲ. サブドレン他浄化設備の強度に係る補足説明
 - ・サブドレン集水設備等の高台移転に伴う記載の追加
 - IV. サブドレン他移送設備の強度に係る補足説明
 - 変更なし
 - V. 地下水ドレン集水設備の強度に係る補足説明
 - ・変更なし
 - VI. サブドレン他浄化設備の内pH緩衝塔他の確認事項に係る補足説明
 - ・変更なし

以上